

滋賀県建築基準法等施行細則（抜粋）

（中間検査申請書に添付する書類）

第8条 省令第4条の8第1項第4号（省令第8条の2第17項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類（法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物であって、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第46条第4項の適用を受けるものに係る中間検査の申請をする場合に限る。）は、次に掲げる書類（当該建築物に係る省令第1条の3第1項（省令第3条の3第1項および第8条の2第1項において準用する場合を含む。）の確認の申請書に添付したものを除く。）とする。

- (1) 筋かいの位置および種類ならびに通し柱の位置を明示した図書
- (2) 土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材およびそれらの接合方法を明示した図書
- (3) 政令第46条第4項に規定する数値および同項の国土交通大臣が定める基準に従った計算の結果ならびにそれらの算出方法を記載した書類

付 則

- 1 この規則は平成29年4月1日から施行する。ただし、第7条の2の次に1条を加える改正規定は、同年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項もしくは第6条の2第1項の規定による確認の申請または同法第18条第2項の規定による計画の通知がなされた建築物について適用し、同日前に同法第6条第1項もしくは第6条の2第1項の規定による確認の申請または同法第18条第2項の規定による計画の通知がなされた建築物については、なお従前の例による。